

令和3年4月1日分より

【国の基準による訪問型サービス】

A 2 河内町訪問型サービス(独自)サービスコード表(平成27年4月1日以降指定)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位	
種類	項目						
A 2	1111	訪問型独自サービス I	イ 訪問型サービス費(独自) (I)	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度) 1,176単位	1,176	1月につき	
A 2	1114	訪問型独自サービス I・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	1,055	
A 2	2111	訪問型独自サービス I 日割		事業対象者・要支援1・2 (週1回程度) 39単位		39	1日につき
A 2	2114	訪問型独自サービス I 日割・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	35	
A 2	1211	訪問型独自サービス II	ロ 訪問型サービス費(独自) (II)	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度) 2,349単位	2,349	1月につき	
A 2	1214	訪問型独自サービス II・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	2,108	
A 2	2211	訪問型独自サービス II 日割		事業対象者・要支援1・2 (週2回程度) 77単位		77	1日につき
A 2	2214	訪問型独自サービス II 日割・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	69	
A 2	1321	訪問型独自サービス III	ハ 訪問型サービス費(独自) (III)	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度) 3,727単位	3,727	1月につき	
A 2	1324	訪問型独自サービス III・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	3,344	
A 2	2321	訪問型独自サービス III 日割		事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度) 123単位		123	1日につき
A 2	2324	訪問型独自サービス III 日割・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	110	
A 2	2411	訪問型独自サービス IV	ニ 訪問型サービス費(独自) (IV)	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度) 268単位	268	1回につき	
A 2	2414	訪問型独自サービス IV・同一		※1月の中で全部で4回まで	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	240	
A 2	2511	訪問型独自サービス V	ホ 訪問型サービス費(独自) (V)	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度) 272単位	272		
A 2	2514	訪問型独自サービス V・同一		※1月の中で全部で5回から8回まで	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	244	
A 2	2621	訪問型独自サービス VI	ヘ 訪問型サービス費(独自) (VI)	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度) 287単位	287		
A 2	2624	訪問型独自サービス VI・同一		※1月の中で全部で9回から12回まで	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	257	
A 2	1411	訪問型独自短時間サービス	ト 訪問型サービス費(独自) (短時間サービス)	事業対象者・要支援1・2 (20分未満) 167単位	167		
A 2	1414	訪問型独自短時間サービス・同一		※1月につき22回まで	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	149	
A 2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20名以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10% 減算	1月につき	
A 2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15% 加算	1月につき	
A 2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15% 加算	1日につき	
A 2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数			所定単位数の 15% 加算	1回につき	
A 2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算			中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10% 加算
A 2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割	所定単位数の 10% 加算	1日につき			
A 2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数	所定単位数の 10% 加算	1回につき			
A 2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算	1月につき	
A 2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算	1日につき	
A 2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5% 加算	1回につき	
A 2	4001	訪問型独自サービス初回加算	チ 初回加算 2	200単位加算		200	1月につき
A 2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 I	リ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(I)	100単位加算	100	
A 2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 II		(2)生活機能向上連携加算(II)	200単位加算	200	
A 2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算 I	ヌ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数の137/1000 加算		
A 2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算 II		(2)介護職員処遇改善加算(II)	所定単位数の100/1000 加算		
A 2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算 III		(3)介護職員処遇改善加算(III)	所定単位数の55/1000 加算		
A 2	6273	訪問型独自サービス処遇改善加算 IV		(4)介護職員処遇改善加算(IV)	(3)で算定した単位数の 90% 加算		
A 2	6275	訪問型独自サービス処遇改善加算 V		(5)介護職員処遇改善加算(V)	(3)で算定した単位数の 80% 加算		
A 2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算 I		(1)介護職員等特定処遇改善加算	(I) 所定単位数の63/1000 加算		
A 2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算 II		(2)介護職員等特定処遇改善加算	(II) 所定単位数の42/1000 加算		
A 2	8310	訪問型独自サービス令和3年9月30日までの 上乗せ分		新型コロナウイルス感染症への対応	所定単位数の1/1000 加算		